

## 米国レーシー法・EU木材法 違法伐採対策の一環としての新規制

粕井 まり

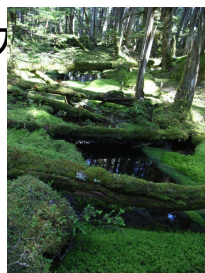
ディープグリーン・コンサルティング  
フェアウッド・パートナーズ  
momii@deepgreenconsulting.jp

## 本日の内容

- イントロダクション
- EUによる取組: EU FLEGTとVPA
- EU木材法 概要とポイント
- 米国による取組
- 米国改訂レーシー法 概要とポイント
- 今後の課題

## 先進国による違法伐採対策と 木材のSCM

- 1991年 英国B&Q社が木材調達方針を設定
- 1998年 バーミンガム会合
- 1997年 オランダ政府 公共調達方針
- 2000年 英政府 公共調達方針
- 2001年 デンマーク政府 公共調達方針
- 2002年 ヨハネスブルグ・サミット
- 2003年 EU FLEGT行動計画
- 2006年 日本政府 グリーン購入法



## 民間企業の自主規制から**政府規制**へ

アメリカ

レーシー法改訂  
(2008年)

ヨーロッパ

EU木材法成立  
(2010年)





## EUの違法伐採対策

～EU木材法の背景～

## FLEGT

### EU Forest Law Enforcement, Governance and Trade: EU FLEGT

FLEGT行動計画(「森林の施行・ガバナンス・貿易に関するEU行動計画」) 2003年より実施

森林破壊・違法伐採

→

法整備・ガバナンスの問題

→ 途上国支援型アプローチ

### FLEGT行動計画は何を目指すか？(1)

- 森林を含む自然資源の違法な搾取は、汚職と組織的犯罪に密接に関連している。豊かな森林を持つ国の中には、違法伐採からの利益が汚職をまねき、法規制、民主的なガバナンスの原則、さらに人権の尊重をむしばんでいる国が存在している。
- 中には、違法な森林の搾取が暴力的な対立と関連している場合もある。違法な森林(とその他の自然資源)の搾取から得られる利益が、こうした対立の資金源となり、対立を長引かせている。

### FLEGT行動計画は何を目指すか？(2)

- 違法伐採とそれに関連する取引は、輸出国と輸入国両方において合法的な森林産業の競争力にダメージを与えている。これにより、森林関連産業が持続可能な森林管理と持続可能な発展全般を育む事業を行うことが制限されている。
- 違法伐採は政府に巨額の損失を引き起こしている。予想では、違法伐採によって木材生産国は、年間米100億から150億米ドルの収益の損失を出している。これは、医療制度、教育、その他の公共サービスの改善の提供と、持続可能な森林管理の実行のために利用できるものである。

## 達成目的

- 生産国における信頼できる**合法性証明システム**の作成
- 正確な情報を提供による**透明性**の向上
- 既存の**法規制**の施行・**ガバナンス**改善・政府機関などの**キャパシティ**向上
- 取り締まり担当機関と司法の連携による法施行の**キャパシティ**向上
- 森林政策の改革の支援

## VPA

- 「(EUは)あなたの国の木材を必要としており、引き続き購入したい。ただそのためには合法性の問題をクリアする必要がある、というアプローチだ。」



欧州委員会FLEGT担当者

## VPA

### Voluntary Partnership Agreement (VPA)

ステークホルダープロセスを通じた法整備・キャパシティビルディングなど

→ 信頼できる「合法性」

合法木材を**ライセンス化**

→ **ライセンス材(FLEGT材)**

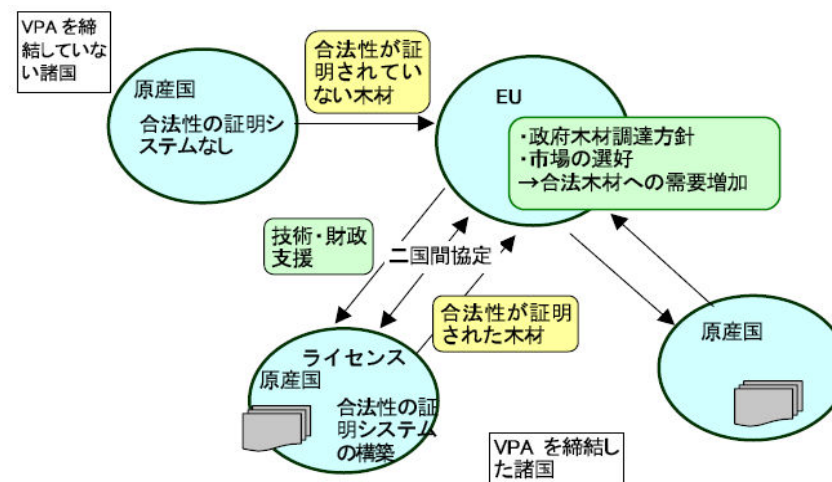


図 二国間パートナーシップ協定(VPA)の仕組み

## VPA交渉の進捗状況

国名	VPA交渉進捗状況
コンゴ共和国	2009年5月締結
ガーナ	2009年11月締結
カメルーン	2010年10月締結
中央アフリカ	2010年12月締結
インドネシア	2011年5月締結
ベトナム	交渉中
マレーシア	交渉中
コンゴDRC	交渉中
リベリア	交渉中
ガボン	交渉中
中国	議論開始
ロシア	議論開始
ブラジル	議論開始

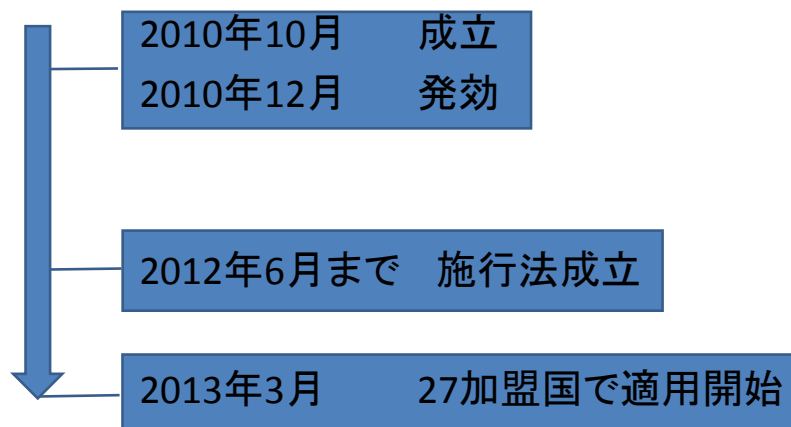
European Forest Institute ウェブサイトより作成



## EU木材法 概要とポイント

～違法材をEU市場から排除するために～

## EU木材法 流れ



## EU木材法 民間業者に課される義務

1. 違法木材をEU市場に持ち込まない
2. 最初にEU市場に木材製品を持ち込む業者はその製品が合法木材であることを確認する「**デュー・デリジェンス**」調査を行う
3. トレーサビリティーの確保 (EU市場において木材製品を購入した業者はサプライヤーと顧客の情報を記録)

Regulation (EU) No 995/2010

## 「デュー・デリジェンス」

自らの取引する木材製品が違法材でないことを確実にするためにあらゆる方法を駆使して調査確認をする義務



## デュー・デリジェンス (1)情報

事業者は製品、原産国、分量、サプライヤー、原産国での法準拠に関する情報を持っていなければならない



## デュー・デリジェンス (1)情報

- 木材をEU市場に輸入する事業者
- 樹種、分量
- コンセッションを含む、原産国に関する情報
- 納品業者に関する情報
- 木材製品を納品した相手の業者
- 適用法に準拠していることを証明する文書など

## デュー・デリジェンス (2)リスクアセスメント



上記の情報と、EU木材法の基準を照らし合わせ、事業者はサプライチェーン中の違法木材製品の存在に関してリスクアセスメントを行わなければならない

## デュー・デリジェンス (2) リスクアセスメント

以下を含む点を考慮する:

- 適法用への準拠の保証(第三者認証など)
- 特定樹種の違法伐採の頻度
- 特定の国・地域における違法伐採の頻度(紛争なども含む)
- 国際機関による制裁
- サプライチェーンの複雑さ

## デュー・デリジェンス

### (3) リスク・ミティゲーション

上記のアセスメントの結果、サプライチェーン中に違法木材製品が存在するリスクがある場合、サプライヤーからの情報と検証(書類提出など)によってリスクを軽減する

## EU木材法 対象製品

- 無垢材、フロア材、合板、パルプ、紙など、**ほぼすべての**木材製品を含む
- EU加盟国が原産国となる製品にも適用
- 対象外: 再生材、ラタン、竹、印刷物



## EU木材法 今後のポイント

- **デュー・デリジェンス**
- **モニタリング**
- 検査
- 技術支援、ガイダンス、情報交換
- 対象製品

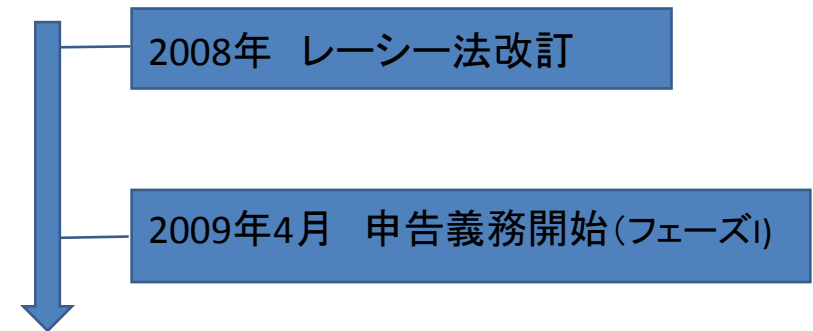


## 米国改訂レーシー法 概要とポイント

～違法材を米国市場から排除するために～

## 改訂レーシー法 流れ

二国間や地域協定  
(例: 2006年インドネシア)



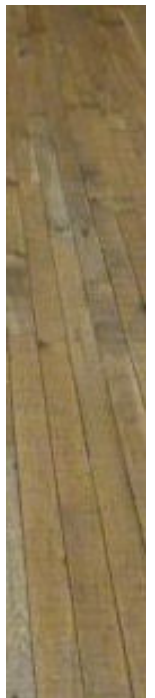
## 改訂レーシー法とは？

- レーシー法は1900年制定
- 米国で最も古い野生生物の取引を取り締まる法律
- 動物種と海洋種
- 2008年 **植物種**が加わる  
(The Food, Conservation, and Energy Act of 2008)
- 担当省庁 米国農務省 APHIS (Animal and Plant Health Inspection Service)

## 改訂レーシー法

**国内外の法律**に違反して取得した木材製品の以下の取引を禁止:  
輸出入・輸送・販売・受け取り・取得・購入 (国際的&州間)

16 U.S.C. 3372(a)



## 対象範囲

- 対象範囲は、フェーズ(6か月)毎に追加
  - フェーズⅠ 申告義務に関する情報の周知
  - フェーズⅡ 無垢材・ベニヤ板など
  - フェーズⅢ 合板など
  - フェーズⅣ 家具や楽器など
- 紙、パルプ、梱包材、パーティクルボードなどは現在のところ対象外

## 民間業者に課される義務

- (1) 輸入申告  
学名・原産国・数量と大きさ・金額 etc.
- (2) 正確な記録保持やラベル表示
- (3) 「**デュー・ケア**」

## 改訂レーシー法 複雑な製品の申告義務

複数の樹種  
複数の原産国



含まれると推測される樹種・原産国の  
リストを提出

## 改訂レーシー法 罰則

- 物品没収
- 罰金  
故意: 個人25万ドル、企業50万ドル
- 禁固

**過失の場合**も十分な**デュー・ケア**を行っていない場合、罰則が適用される



物品の没収事例あり



# デュー・ケアについて

米国はEUのように詳細な規則を設ける予定なし

- “Due care requires that a person facing a particular set of circumstances undertakes certain steps which a **reasonable person would take to do his/her best** to insure that he/she is not violating the law.” ||
- “Due care —is applied **differently** to different categories of persons with varying degrees of knowledge and responsibility”.

フェーズI 2008-2009/3	フェーズII 2009/4/1-2009/9/30	フェーズIII 2009/10/1- 2010/3/31	フェーズIV 2010/4/1-2010/9/30
植物輸入申告書をウェブサイトに掲載。申告は2008年12月15日以降受け付ける。国内及び国外に向けての周知。	HTS 第44章 木材及び木材製品 4401—燃料用木材 4403—木材(粗のもの) 4404—電柱・支柱等 4406—電車・トラム用枕木 4407—製材等 4408—ベニヤ板 4409—加工を連続的に施した木材 4417—道具、道具の持ち手、ほうきの柄 4418—建具、建築用木工品 4420—寄木、棺桶、彫像	HTS 第44章 木材及び木材製品 4402—木炭 4412—合板(例外あり) 4414—木製の額縁等 4419—木製の食器、台所器具  フェーズIIも含む	HTS 第44章 木材及び木材製品 4421—その他の木製品 第66章 傘、杖等 6602—杖、むち、乗馬用むち 第82章 道具 8201—手道具 第92章 楽器 9201—ピアノ 9202—その他弦楽器等 第93章 武器・弾薬9302—鉄砲・拳銃93051020—鉄砲・拳銃の部品 第94章 家具 940169—木枠付きの椅子等 第95章 おもちゃ、ゲーム、スポーツ用品 950420—ビリヤード道具 第97章 美術品 9703—彫像  フェーズIIとIIIも含む

<sup>14</sup> Federal Register / Vol. 74, No. 21 / Tuesday, February 3, 2009 / Notices (http://www.forestlegality.org/files/fla/Lacey\_Act/FederalRegister02-03-2009.pdf)  
<sup>15</sup> Federal Register, Vol. 74, No. 169 / Wednesday, September 2, 2009 / Notices (http://www.forestlegality.org/files/fla/Lacey\_Act/FederalRegister09-02-2009.pdf)  
<sup>16</sup> Harmonized Tariff Schedule

## どちらも外国の法律に基づき 違法材を国内市場から排除



Illegally harvested means 'harvested in contravention of the applicable legislation in the country of harvest'

EU木材法

Taken, processed, sold in violation of any plants protection law in any US state or any foreign law

米国改訂レーシー法

自国が原産国となるものにも適用 → WTOのルールに抵触しない

 EU Due diligence regulation	 US Lacey Act (amendments)
Products for regulation 4401—Fuel wood 4403—Wood in the rough 4406—Railway or tramway sleepers 4407—Wood sawn or chipped lengthwise 4408—Sheets for veneering 4409—Wood continuously shaped 4410—Particle board 4411—Fibreboard 4412—Plywood, veneered panels 4413—Densified wood 4414—Wooden frames 4415—Packing cases, boxes, crates, drums 4416—Casks, barrels, vats, tubs 4418—Builders' joinery and carpentry of wood 47 & 48 chapters—Pulp and paper 9403—Wooden furniture (940330,40,50,60 & 90) 94060020—Prefabricated buildings	Product requiring an import declaration 4401—Fuel wood 4402—Wood charcoal 4403—Wood in the rough 4404—Hoopwood; poles, piles, stakes 4406—Railway or tramway sleepers 4407—Wood sawn or chipped lengthwise 4408—Sheets for veneering 4409—Wood continuously shaped 4412—Plywood, veneered panels 4414—Wooden frames 4417—Tools, tool handles, broom handles 4418—Builders' joinery and carpentry of wood 4419—Tableware & kitchenware of wood 4420—Wood marquetry, caskets, statuettes 4421—Other articles of wood 6602—Walking sticks, whips, crops 8201—Hand tools 9201—Pianos 9202—Other stringed instruments 9302—Revolvers and pistols 93051020—Parts & accessories for revolvers & pistols 940169—Seats with wood frames 950420—Articles and accessories for billiards 9703—Sculptures
*Customs harmonised tariff codes	Do not yet require an import declaration 4405—Wood wool (excelsior) 4410—Particle board 4411—Fiberboard of wood 4413—Densified wood 4415—Packing cases, boxes, crates, drums 4416—Casks, barrels, vats, tubs 47 & 48 chapters—Pulp and paper

## EU法・レーシー法のポイント

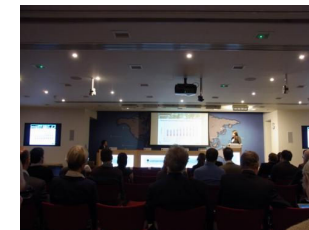
デュー・デリジェンス（デュー・ケア）により、事業者にはサプライチェーン管理の義務を課す



本来は**当然のこと**であり、SCMに取り組む事業者を支援することにより違法伐採問題の解決に取り組む

## 政府によるSCM規制の効果

1. 「合法性はEU市場で木材製品を販売する際の**必要最低限の条件**となる」
2. 「高リスク材から**低リスク材へのシフト**が起こり、合法性の証明された木材や認証材が優遇されるようになる」
3. 「**正直に事業を行っている事業者が値段競争で負けることはなくなる**」



英国王立国際問題研究所 第17回違法伐採会議におけるEU環境委員長 Janez Potocnik氏の基調講演より

→ EU・アメリカともに業界から**ある程度の支持**

## 木材SCM規制における今後の課題

(1) 規制を行っていない国へリスク材が流れる可能性

• 一人あたりの輸入量 →

• 輸入量あたりの違法材の割合 →

英・オランダ・フランス・米国・日本

• サラワク(マレーシア)材の最大の輸入国

Lawson, S. and MacFaul, L. *Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response*: Chatham House, 2010.

• オーストラリアで同様の法律

## 木材SCM規制における今後の課題

(2) 認証材に需要が集中し、市場での需要に対応しきれない可能性

(3) 木材でなく代替材を利用しようとする動き？